

国官会第2463号
平成21年4月3日

内部部局長
施設等機関の長
国土地理院長
地方支分部局長
外局の長
沖縄総合事務局長

あて

国土交通省大臣官房長

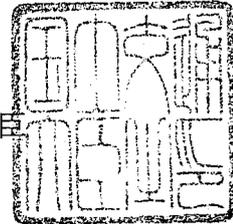
予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて

標記について、別紙のとおり改定されたので通知する。

国官会第2462号
平成21年3月31日

財 務 大 臣 殿

国 土 交 通 大 臣



予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）

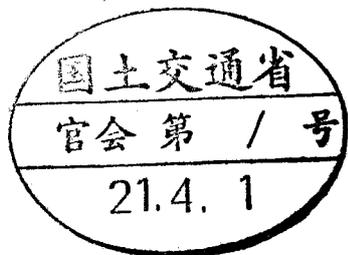
標記について、別紙のとおり定めることとしたいので、予算決算及び会計令第102条の3の規定により協議する。

(別紙)

予算決算及び会計令第85条の基準について

国土交通省所管に係る工事又は製造その他の請負契約であって、予定価格が1,000万円を超えるものについての予算決算及び会計令第85条(同令第98条において準用する場合を含む。)に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号のいずれかによるものとする。

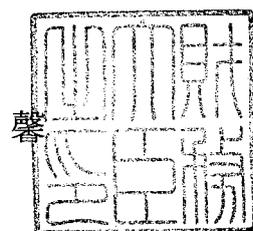
- 1 工事の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 2 製造その他の請負契約のうち、測量、建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の委託に係る契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 3 製造その他の請負契約のうち、地質調査業務の委託に係る契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 4 製造その他の請負契約(測量、建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び地質調査業務の委託に係る契約を除く。)については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合



財計第944号
平成21年3月31日

国土交通大臣 殿

財務大臣 与謝野



予算決算及び会計令第85条の基準について (回答)

平成21年3月31日付国官会第2462号をもって協議のあった標記
のことについては、異存がない。